

環境大臣

中川 雅治 様

要望及び提案書

平成29年8月31日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

南相馬市環境回復推進委員会

委員長 児玉 龍彦

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、本市の全域が放射性物質に汚染されました。

本市では、除染実施区域の除染を進め、また、環境省においても、除染特別地域の除染を実施し、平成29年3月末、帰還困難区域を除き、計画に基づく除染が概ね終了しました。

一方で、市内の除染で発生した除去土壌等は、未だ市内の仮置場において、大量に保管されており、生活圏の近くに仮置場があるという状況は、市民が望む状況ではありません。また、森林や帰還困難区域など、市内でも除染が実施されていない箇所がありますが、市民が安心して暮らすためには、市内全域の環境回復を図る必要があります。

これらのことから、市の環境の更なる回復に向け、以下のことを要望及び提案いたします。

記

1. 除去土壌等の仮置場の早期解消を進めること

計画に基づく除染は概ね終了したが、未だ市内の51箇所の仮置場において160万袋を超える除去土壌等が保管されていることから、地域再興に危機感を持って、仮置場の早期解消を図ること。

(1) 中間貯蔵施設整備の加速化

地域再生に対し危機感を持ち、中間貯蔵施設の整備を加速化するとともに、全ての除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送する具体的なスケジュールを早急に示すこと。

(2) 除去土壌の再生利用

中間貯蔵施設の整備が開始されているものの、仮置場の解消に遅滞が見られる現状を踏まえ、住民の理解を得たうえで、安全性を確保しながら除去土壌の再生利用をすること。

低濃度の除去土壌については、再生利用に向け、安全性を確認し、住民の理解を得たうえで、高速道路や海岸防災林の基盤部分等、住民等の意向を考慮した場所に再生利用するため、関係庁省が一体となった検討推進体制を構築すること。

高濃度の除去土壌については、分離、濃縮、減容化を進め、全国共通のクリアランスレベル(100bq/kg)での再生利用を進めること。

2. 事故前の環境を取り戻すこと

国の長期的な目標である「追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下」を早期に達成し、さらに事故前の線量レベル・環境を取り戻すよう、更なる環境回復を図ること。

(1) 帰還困難区域の環境回復

帰還困難区域については、未だ除染の計画すら示されていないことから、早急に計画を策定し除染を実施するほか、英知を結集して環境回復を図ること。

(2) 森林の環境回復

森林については、生活圏から20メートルまでしか除染の対象とされておらず、また除染内容においても不十分であることから、地域全体の環境回復に向け、さらなる森林の除染や伐採など、多角的なアプローチを検討するとともに、森林資源の活用等についても、早急に具体策を示すこと。